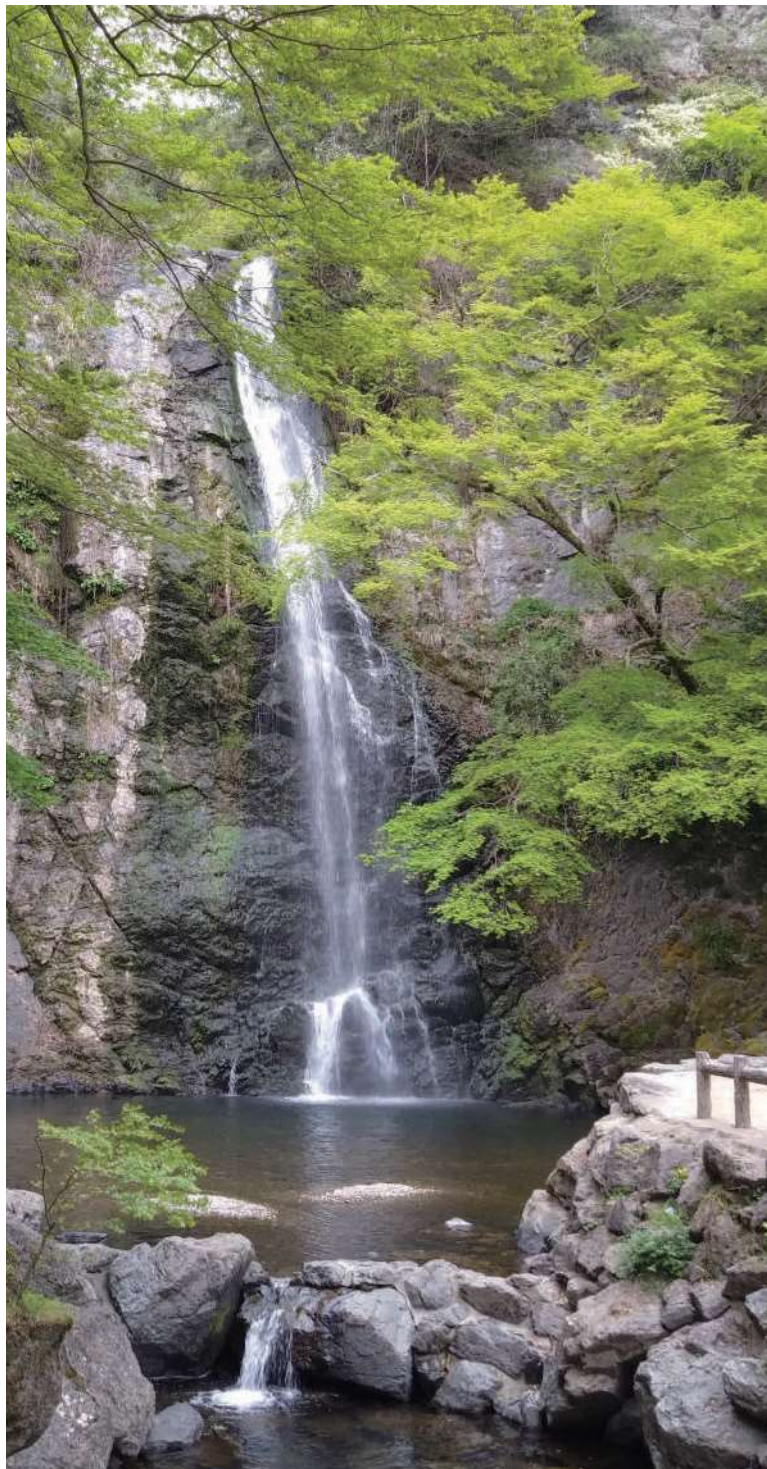


近畿税政連

令和元年(2019年)
第240号 6月10日

税理士会の要望実現の
ために活動しています

発行所 近畿税理士政治連盟 発行人 久保直己/編集人 小川由美子
〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 電話(06)6944-9040 FAX(06)6944-9050 URL <http://kinzeisei.jp/> e-mail info@kinzeisei.jp



箕面の大滝(箕面市) 撮影:山下 肇(豊能支部)

焦点

日からスタートしました。

「令和」という元号には、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育ち、梅の花のように、日本人が明日への希望を咲かせる国でありますように、との思いが込められているようです。

4月1日に
新元号が発表
され「令和」
時代が5月1

新たな令和時代へ

「令和」の典拠は『万葉集』の巻五、梅花の歌三十二首の序文(梅花の歌三十二首并せて序)で、確認される限りにおいて初めて漢籍ではなく日本の古典(国書)から選定されました。

『万葉集』を典拠にした理由について「1200年余り前に編纂された日本最古の歌集であるとともに、天皇や皇族、貴族だけでなく、防人や農民まで、幅広い階層の人々が詠んだ歌が収められ、我が国の豊かな国民文化と長

い伝統を象徴する国書であります」と説明されています。「悠久の歴史と四季折々の美しい自然。こうした日本の国柄をしっかりと次の時代に引き継いでいく」と菅官房長官は語られました。

このような思いを込められた新しい時代に、我々税理士が歩むべき新しい道を築きあげていきたいものです。税政連の活動に今後ともご協力お願いいたします。

(副幹事長 小寺隆弘)

- 通知弁護士制度について 2
- 第25回参議院議員通常選挙
における当連盟推薦候補者一覧 4

通知弁護士制度について

近畿税理士政治連盟副会長 金子紀行

1. 通知弁護士情報の公表

平成31年3月28日開催の近畿税理士会理事会で「通知弁護士情報の国税庁ホームページ掲載について」が報告された。通知弁護士の氏名・所属弁護士会・弁護士登録番号・通知を受けた国税局を平成31年3月29日に国税庁ホームページに掲載して公表するという内容である。では、そもそも通知弁護士とはどのようなものか？



金子紀行 副会長

2. 通知弁護士制度とは？

弁護士が税理士業務をおこなおうとする場合、弁護士資格で税理士登録をおこない、税理士会に入会することで、税理士業務をおこなえる。これは公認会計士と同様である。それ以外の方法として通知弁護士制度がある。

税理士法第51条 弁護士は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。

弁護士は、弁護士法第3条2項の規定により「当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる」と定められている。それにより弁護士が弁護士資格のまま税理士業務をおこなえば税理士法の適用を受けないこととなり、税務行政上適当ではないという観点から税理士法51条を設け、国税局長への通知をしてはじめて税理士業務をおこなえるとする規定である。その結果、通知弁護士が税理士業務をおこなう際には税理士とみなされ、税理士法の規定の内、第1条税理士の使命をはじめ、種々の義務・禁止規定が適用される。違反した場合には税理士としての財務大臣処分を受けることになる。

税務統計によれば、平成29年度末の通知弁護士は全国で延べ5,568名(内、大阪国税局692名)である(1人の弁護士が複数の国税局に通知しているため実人数ではない)。

このように、どの弁護士が通知弁護士となっているのか、という大変重要な情報がホームページで確認できることとなったわけである。

3. 過去の通知公認会計士制度との相違点

ご存知のとおり、通知弁護士と似たような名前の「通知公認会計士」という制度が以前にあった。この制度は昭和31年の税理士法改正で設けられた制度である。この年の改正では税理士会に入会しない者は税理士業務をおこなえないとする強制入会制度が導入されたが、公認会計士に関しては、税理士法51条の2が新設され、公認会計士が税理士登録をおこなったうえで、税理士会に入会することなく、



目次

焦点	1	各種団体との意見交換会	5
通知弁護士制度について	2	第7回川柳・書道コンテストのご案内	6
後援会ニュース	3	かんさいすずめ	7
第25回参議院議員通常選挙		銀河系	7
における当連盟推薦候補者	4		

そのおこなおうとする税理士業務について、委嘱者の住所氏名又は名称を国税局長に通知することで、当該委嘱者の税理士業務がおこなえる、というものであり、間接強制入会制度といわれる所以である。

通知弁護士と通知公認会計士は、税理士会への入会ではなく国税局長への通知という共通点はあるが、税理士登録の有無という大きな違いがあった。通知公認会計士制度は昭和55年改正で廃止され、それまでの「間接強制入会制度」が「強制入会制度＝登録即入会」という現在の姿となった。なお、それに代わるものとして、国税局長の許可を得て、一定の規模の範囲内である場合に限り、税理士登録せずとも税理士業務をおこなうことができる、という「許可公認会計士制度」の特例ができたが、平成13年改正において廃止され、公認会計士は税理士登録をおこない、税理士会に入会をしなければ税理士業務がおこなえない現行制度となった。

4. 税政連活動への思い

直近の平成26年改正は記憶に新しいところであるが、税理士制度の維持発展は、いうまでもなく税理士法改正という立法府での決定でしか実現しえないものである。私たちが所属している近畿税理士会と表裏一体の存在として近畿税理士政治連盟があり、税理士会が直接おこなえない政治活動＝立法府の構成員である国会議員の方々との税制改正や税理士制度に関する折衝・陳情・意見交換などを、いわば税理士会の政治部として活動している。より良い税理士制度に向けて税政連活動へのなお一層のご理解・ご協力をお願いする。

後援会ニュース

西田昌司後援会

税理士による西田昌司後援会の第13回定期総会が4月20日、ホテルグランヴィア京都において開催された。来賓として、西田昌司参議院議員、近税政より久保直己会長、河田秀雄副会長、北村善和副会長、京都府支部連より坂部浩会長、北尾剛久幹事長、近税会京都府支部連より森敏行会長が出席した。

定期総会に先立って、中江嘉和会長が「我々の代表である西田議員が、参議院決算委員会で

ご活躍の様子は、最近テレビでも中継された。今年の夏には、いよいよ3度目の参議院選を迎える。西田議員には、圧倒的な勝利で当選していただけるように後援会会員の方々には絶大なご支援をお願いしたい」と氣勢を上げた。

国政報告会では、西田議員が「アベノミクスで大企業の業績は改善し、景気も回復してきた。またGDPも上昇していると言われるが、国民にはその実感がない。その原因は、企業の業績拡大に比して勤労者の所得が増加していないという労働分配率の低下にある。今は、消費税ではなく法人税を増税して、子ども手当などで所得再分配を計るべきである」また「自国通貨建て国債の債務不履行はありえないので、国債を発行して財政出動を行うべきである」「財務省の財政再建至上主義は間違い」と議員の国会での日銀総裁への質問後、話題となっているMMT (modern monetary theory現代金融理論)の活用について、我が国の財政状況に絡めながら説明をした。 (上京支部 矢田善久)



第25回参議院議員通常選挙における当連盟推薦候補者

（氏名、政党、現新、選挙区、略歴、写真）

<p>すぎ 杉 ひさたけ 公明党（現職）大阪府</p> <p>昭和51年1月4日大阪市生まれ。創価大学経営学部卒業。平成25年参議院議員初当選。税理士、公認会計士、米国公認会計士。参議院公明党政策審議副会長、公明党青年委員会副委員長。元財務大臣政務官。</p> 	<p>にし だ しょう じ 西 田 昌 司 自民党（現職）京都府</p> <p>京都府議5期、参院議員2期目。参院原子力問題特別委員長、地方消費者問題特別委員長、金融財政委筆頭理事、自民党副幹事長歴任、参院決算委筆頭理事、自民党税調幹事、参院自民党国対委員長代行。税理士。</p> 
<p>ひろ ゆき か だ 裕 之 自民党（新人）兵庫県</p> <p>S45年神戸生まれ。甲南大卒 神戸新聞マーケティングセンター、衆院議員公設秘書を経てH15年兵庫県議会議員。当選4回。総務委員長、予算特別委員長、第121代県議会副議長、党県議団幹事長等歴任</p> 	<p>たか はし 高 橋 み つ お 公明党（新人）兵庫県</p> <p>元外交官。在ブラジル日本大使館一等書記官など歴任。首脳外交の通訳も。党国際局、青年局次長。党「兵庫の未来」プロジェクト事務局長。大阪外大在学中に外務省試験に合格し中退。兵庫県出身。42歳。</p> 
<p>ほり い 堀 井 い わ お 自民党（現職）奈良県</p> <p>昭和40年10月橿原市生まれ。東京大学卒業後、昭和63年4月自治省（現総務省）入省自治税務局税務管理官を経て、平成25年7月参議院選挙初当選（現）参議院自民党副幹事長・税理士制度改革推進議連（前）外務大臣政務官・予算委員会理事</p> 	<p>せ こう ひろ しげ 世 耕 弘 成 自民党（現職）和歌山県</p> <p>経済産業大臣、国際博覧会担当・露経済分野協力担当・産業競争力担当・原子力経済被害担当大臣、内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）N T T出身。内閣官房副長官、総理補佐官等を歴任。</p> 
<p>に の ゆ たけし 二 之 湯 武 史 自民党（現職）滋賀県</p> <p>昭和52年生、大津市在住。洛南高校・京都大学経済学部卒。松下政経塾、稲盛財団、起業、会社役員を経て、平成25年に参議院議員に。現在、参院予算委員会理事、参院憲法審査会幹事、参院環境委員会委員。</p> 	<p>やま もと 山 本 かな え 公明党（現職）比例代表</p> <p>党参議院副会長、党政務調査会副会長、同税制調査会副会長、同女性の活躍推進本部本部長、同造血幹細胞移植推進PT座長、同生活支援PT座長、同関西方面副本部長、同大阪府本部代表代行。元厚生労働副大臣</p> 
<p>もと ゆき お だ ち 源 幸 自民党（前）比例代表</p> <p>昭和38年10月9日生まれ 慶應義塾大学経済学部卒業 税理士・会計士・行政書士</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆参議院議員2期 ◆財務大臣政務官 ◆財政金融委員会委員長 	<p style="text-align: right;">（順不同）</p> 

各種団体との意見交換会

本連盟では、各種団体の組織について理解を深めるとともに、税政連の現状と必要性について理解していただくため、関係諸団体との意見交換会を開催した。

意見交換会では、会員の税政連意識の向上と会費収納率の向上のため、各団体の意見を聞き、意識を高めるためにどのような方策がよいかを意見交換した。そして、その向上のため、本連盟への一層のご協力を各団体をお願いした。様々な意見をいただき、税政連の理解を深めていただくための有意義な会となった。

○各種団体との意見交換会一覧○

日付	団体名	開催場所
4月3日（水）	近畿青年税理士連盟	樂待庵
4月10日（水）	近税正風会	大阪キャッスルホテル
4月16日（火）	桜志会	樂待庵
4月22日（月）	TKC近畿4会政経研究会	美濃吉（烏丸四条）
4月23日（火）	全国女性税理士連盟	大阪キャッスルホテル
4月24日（水）	桜美会	樂待庵



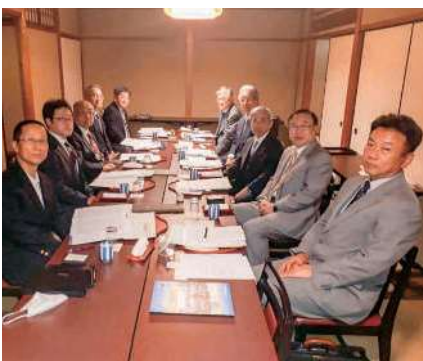
近畿青年税理士連盟



近税正風会



桜志会



TKC近畿4会政経研究会



全国女性税理士連盟



桜美会

広報委員会からのお知らせ

第7回

『川柳』『書道』コンテストのご案内



平素は近畿税理士政治連盟へのご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。
 さて本年度も、近畿税政連の広報活動の一環として、会員の皆様に当連盟に慣れ親しんで頂くために、『第7回「川柳」「書道」コンテスト』を開催させて頂くことになりました。
 下記の要領で募集いたしますので、どうぞお気軽にご応募ください。

応募要領	①川柳コンテスト	テーマ部門	題字	「近畿税政連」 「焦点」
	②書道コンテスト	自由部門	題字自由	
	③書道コンテスト	硬筆部門	テーマ(税理士法第1条 全文)	応募者の方には、 参加賞あり！
	④書道コンテスト			

- 応募作品** 近畿税理士政治連盟の活動を盛りあげるような作品をお待ちしております。
 - 応募期間** 平成31年1月1日（火）～令和元年6月14日（金）必着
 - 応募資格** 近畿税理士会員に限ります。
 - 応募点数** 各部門3点まで（ただし、入賞は各部門1人1点）
 - 応募規定**
 - 応募作品は制作から1年以内のものに限定します。
 - 過去に応募されたことのある作品は対象外とします。
 - 書道コンテストの作品サイズ
 - 書道コンテスト テーマ部門 「近畿税政連」：ハツ切（左から横書き）
「焦点」：半紙
 - 書道コンテスト 自由部門 半紙・半切（縦書きのみ）・ハツ切
 - 書道コンテスト 硬筆部門 指定応募用紙（ホームページより）
- ※第7回より「テーマ部門の半切」および「自由部門の半切（横書き）」の募集を中止します。
- 応募方法** 作品に次のものを記入した応募票（形式自由）を貼付して応募してください。
 ①応募部門、②支部名、③登録番号、④氏名、⑤制作年月日
 ⑥作品に対するコメントや説明（100字以内）
- 参加費用** 無料
- 審査方法** 1次審査：広報委員会による審査
 2次審査：外部の審査員による審査（予定）
- 表彰式** 令和元年9月中旬
 （各部門）最優秀会長賞・優秀賞・入選
 ※入賞作品は機関紙に掲載いたします。
- 例年より変更があります！
- 応募用紙・応募票は、近畿税政連ホームページの**会員専用ページ**からもダウンロードが可能です。
 近税政HP：
<http://www.kinzeisei.jp/>

応募先 〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 近畿税理士会館5階
近畿税理士政治連盟 広報委員会 行
 ※川柳コンテストにつきましては、FAXでもご応募いただけます。
 (FAX:06-6944-9050)

■作品の著作権は近畿税理士政治連盟に帰属し、機関紙への掲載等広報活動に利用させていただきます。

「出発進行」

「令和」の時代が始まりました。新しい時代に向かって「出発進行」と言いたいところですが、「出発進行」ってどういう意味でしょう。

「出発進行」とは、列車が駅（停車場）から進出するときに、運転士が出発信号機に進行信号が現示されているのを指を差し、声に出して確認することを言います。私たちが日頃目にする信号には、交通信号と鉄道信号があります。交通信号は、青→黄→赤の順に現示が変わり、進め（青）と止まれ（赤）の現示する時間を調節して、自動車や人の流れが円滑にいくようにしています。鉄道信号は、進行（青）→停止（赤）→注意（黄）の順に現示が変わります。鉄道信号では、その現示によって先行する列車との間隔の確認とその信号を通過する速度が決められています。ちなみに、注意信号では50km/h以下です。鉄道では、駅と駅との間をいくつかの区間に分けて、その区間に1列車しか入れないという大原則があります。これを「閉そく」といいます。この原則は、JRの在来線、新幹線そして私鉄でも同じです。その区間の入口に信号機が設置されています。また、駅の入口には場内信号機が、出口には出発信号機がそれぞれ設置されています。出発信号機に進行信号が現示されるということは、ポイントが適正な進路に開通し、前方の1区間に列車がないということが保証されているだけです。運転士は、前方にリスクがあることを意識して運転しています。我々税理士も法律にしたがって、納税者のために仕事をしています。ある面では運転士と同じです。新しい令和はどのような時代になるでしょう。希望をもって、いざ「出発進行」。



（堺支部 大谷富太郎）

会費納入は

□ 座 振 替 で

申し込みは事務局(06-6944-9040)まで

近畿税理士政治連盟

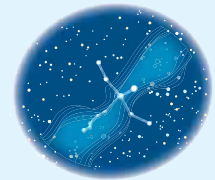
第53回定期大会

日付：令和元年9月6日(金) 13時～
場所：帝国ホテル大阪

「表紙」題字：第6回川柳・書道コンテスト
書道テーマ部門 最優秀会長賞
(作＝木戸義人 伏見支部)

「焦点」題字：第6回川柳・書道コンテスト
書道テーマ部門 入選
(作＝上村洋文 豊能支部)

銀河系



たくさんの方々からのご協力をいただき、第240号の機関紙を無事に発行することができました。ご協力・ご支援いただいた皆様に深く感謝いたします。紙面には収まりきれませんでした。後援会ニュースではご紹介した以外にも勉強になるお話をたくさん伺うことができました！今回の取材のウラ話を聞きたい方はぜひ広報委員会まで。

今年度も残すところあとわずか。機関紙の取材を通して、さまざまな事業に参加させていただきました。どの事業も楽しく役に立つものばかりで、充実した時間を過ごすことができました。会員のみなさまぜひ一度、税政連主催の事業に参加してみたいか？次号も楽しい紙面をお届けしたいと思っておりますので、ご期待ください。今後とも広報委員会をよろしく願いいたします。

（和歌山支部 小西里枝）



大阪・奈良税理士協同組合

<http://www.hanna-zeikyo.jp>

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4(近畿税理士会館11F) TEL(06)6941-6888/FAX(06)6947-2800

阪奈積立年金制度 **新規加入** **掛金増額** のおすすめ

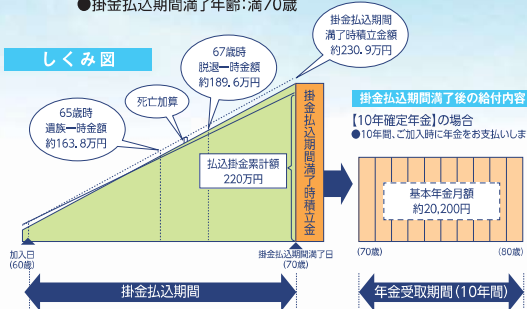
阪奈積立年金制度は、公的年金等を補完し組合員並びに賛助会員の自助努力による財産形成や老後の生活の安定を図ることを目的とした制度です。

ご加入例 (一例)

- ご加入年齢:60歳
- 掛金:月払10,000円(1口5,000円で2口加入) 一時払1,000,000円(1口100,000円で10口加入)
- 掛金払込期間満了年齢:満70歳

ご加入年齢にかかわらず、一時払いの活用で効率的に老後資金を準備できます!

しくみ図



給付額試算表

積立期間	払込掛金 累計額	積立金額 (脱退一時金額)	10年確定年金 基本年金月額
1年	1,120,000円	約1,108,700円	約 9,700円
3年	1,360,000円	約1,365,600円	約11,900円
5年	1,600,000円	約1,628,200円	約14,200円
7年	1,840,000円	約1,896,400円	約16,600円
10年	2,200,000円	約2,309,700円	約20,200円
15年	2,800,000円	約3,029,100円	約26,500円

※10年保証期間付終身年金も選択可能

給付額について

※掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算

※この保険でいう「積立金」とは、払込掛金から制度運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算

・しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算

・掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算

・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

お問い合わせ

阪奈税協
TEL 06-6941-6888